

## 高知県自立支援教育訓練給付金事業実施要領

### 1 趣旨

この要領は、高知県ひとり親家庭自立支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第14条の規定に基づき、要綱第4条第1号に掲げる自立支援教育訓練給付金事業について、その取扱いを定めるものとする。

### 2 目的

母子家庭の母は、母子家庭となる直前において職に就いていた者ばかりでなく、結婚又は出産により離職し、専業主婦等であったために、職業経験が乏しく技能も十分でない者も多く、就職に際し十分な準備がないまま生活のために職に就かなければならない状況にある。また、父子家庭においても、所得又は就業の状況等から母子家庭と同様の困難を抱える家庭がある。

そこで、個々の母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組を支援し、もって母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ることを目的として事業を実施する。

### 3 定義

この要領において自立支援教育訓練給付金とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第31条第1号に規定する母子家庭自立支援教育訓練給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第1号に規定する父子家庭自立支援教育訓練給付金をいう。

### 4 対象者

要綱第3条第1号の「実施要領に掲げる要件」は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 給付を受けようとする者の就業経験、技能若しくは資格の取得状況又は労働市場の状況等から判断して、当該教育訓練を受けさせることが適職に就くために必要であると認められる者であること。
- (2) 県内の町村に住所がある者であること。
- (3) 事前に、法第8条の母子・父子自立支援員（以下「母子・父子自立支援員」という。）又は給付を受けようとする者の居住する町村を管轄する社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条第1項の福祉に関する事務所（以下「福祉保健所」という。）の母子福祉を担当する職員に相談があった者であること。
- (4) 過去に自立支援教育訓練給付金を受給していないこと。

### 5 対象講座

要綱第4条第1号の規定による「知事が地域の実情に応じて対象とする講座の基準」は、次に掲げるとおりとする。

#### ア 教育訓練施設の基準

- (ア) 当該教育訓練を継続的に安定して遂行する能力を有すること。
- (イ) 当該教育訓練を適切に実施するための体制を有すること。
- (ウ) 自立支援教育訓練給付金事業の適正な実施に協力することができるものであること。

#### イ 教育訓練講座の基準

##### (ア) 教育訓練講座の内容

母子家庭の母若しくは父子家庭の父の就業の促進又は職業能力の開発及び向上に資す

る教育訓練であって、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な教育訓練と認められるものであること。

(イ) 期間及び時間

教育訓練の課程が適切に編成され、当該教育訓練の期間及び時間が当該教育訓練を適正に実施するために通常必要なものと認められるものであること。

(ウ) 指導者

当該講座について、適切に指導することができる指導者を有すると認められること。

(エ) 教材

当該講座の教材が当該講座の内容に照らし、適正であること。

(オ) 費用

当該教育訓練に係る入学料及び受講料の合計額が20,002円以上であり、当該教育訓練に係る受講料その他受講者の納入すべき費用が当該講座を運営するため必要な範囲内で合理的に算定した額であること。

(カ) 情報公開

受講希望者に対し、当該講座に係る教育訓練目標、内容、修了認定基準等を明示していること。

## 6 対象経費

### (1) 対象経費

要綱第4条第1号に掲げる費用（以下「訓練給付金」という。）の対象経費は、次のとおりとする。  
教育訓練施設の長が証明する教育訓練施設に対して支払われた入学料（対象教育訓練の受講の開始に際し、当該教育訓練施設に納付する入学料又は登録料をいう。）及び受講料（受講に際して支払った受講費、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費を含む。）をいう。）並びにこれらの経費に係る消費税額

### (2) 対象外経費

訓練給付金の算定に当たって、次に掲げる経費は、対象としない。

- ア 教育訓練に係るもの以外の検定試験の受講料
- イ 受講に当たって必ずしも必要とされない補助教材費
- ウ 教育訓練の補講費
- エ 教育訓練施設が実施する各種行事参加に係る経費
- オ 学債等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用
- カ 受講のための交通費及びパソコン、ワープロ等の器財の購入に要する費用
- キ クレジット会社に対して支払う分割支払手数料（金利）
- ク 交付申請時点で教育訓練施設に対して未払となっている入学料及び受講料

## 7 対象講座指定前の事前相談の実施

受給要件の審査に関しては、事前に、受講を希望する母子家庭の母又は父子家庭の父からの相談に応ずるとともに、受給要件について把握しておく。

事前相談においては、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の希望職種、職業生活の展望等を聴取するとともに、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の職業経験、技能、取得資格等を的確に把握し、当該教育訓練を受講することにより、自立が効果的に図られると認められる場合にのみ、受講対象とする等受

講の必要性について十分把握する。

また、当該母子家庭の母又は父子家庭の父が受講開始時に入学金や受講料を支払うことが困難である場合には、母子父子寡婦福祉資金貸付金の技能習得資金等を紹介する。

## 8 受給要件の審査、対象講座の指定等に関する手続

### (1) 受給要件の審査及び対象講座の指定

訓練給付金を受けようとする者は、自らが受講しようとする講座について別記第1号様式による高知県ひとり親家庭自立支援事業費補助金（自立支援教育訓練給付金）受講対象講座指定申請書（以下「対象講座指定申請書」という。）に必要書類を添えて知事に提出し、受講開始前にあらかじめ、教育訓練講座の指定を受けなければならない。

### (2) 指定申請時の審査

知事は、対象講座指定申請書を受理した場合、受給要件の審査を行い、速やかに、対象講座の指定の可否の決定をする。

### (3) 教育訓練の講座の指定通知

知事は、対象講座の指定を行った場合は、遅滞なく、その旨を当該母子家庭の母又は父子家庭の父に別記第2号様式による高知県ひとり親家庭自立支援事業費補助金（自立支援教育訓練給付金）受講対象講座指定通知書（以下「対象講座指定通知書」という。）により通知する。

### (4) 対象講座指定申請書の添付書類

対象講座の指定申請には、次に掲げる書類等を添付しなければならないこと。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

ア 当該母子家庭の母若しくは父子家庭の父及びその児童の戸籍謄本又は戸籍抄本及び世帯全員の住民票の写し

イ 当該母子家庭の母若しくは父子家庭の父に係る児童扶養手当証書の写し（当該母子家庭の母又は父子家庭の父が児童扶養手当受給者で、市町村担当職員の証明がない場合に限る。）又は当該母子家庭の母若しくは父子家庭の父の前年（1月から7月までの間に申請する場合にあっては、前々年の額とする。）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあっては、別記第3号様式による16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書（以下「控除対象扶養親族申立書」という。）及び当該控除対象扶養親族の所得の額についての前年又は前々年の市町村長の証明書を含む。）

### (5) 対象講座指定申請書の提出期限

訓練給付金を受けようとする者は、対象講座指定申請書を受講開始日以前に提出しなければならない。

### (6) 受給要件の審査に係る留意事項

ア 過去に自立支援教育訓練給付金を受給している者の取扱いについて

訓練給付金は、原則として過去に給付を受けた者には交付しないこととするため、自立支援教育訓練給付金の受給について確認する。

イ 類似制度による支援を受けている者の取扱いについて

過去に教育訓練給付金を受給した者、要綱第4条第2号に掲げる訓練促進給付金又は修了支援給付金を受給した者、求職者支援制度による職業訓練受講給付金を受給した者についても、こう

した他制度における受給状況を十分聴取して、本事業の利用が資格取得又は適職への就職に真に結びつくと思えられる場合は、交付することができる。他制度における受給状況を聴取し、参考として受給要件の審査をする。

ウ 教育訓練給付金の受給資格の確認について

訓練給付金の交付を受けようとする者が希望する講座の受講開始日現在において教育訓練給付金の受給資格の有無が不明な場合は、事前相談等で職歴を把握した上でなお確認が必要な場合は、住居所を管轄する公共職業安定所が発行する教育訓練給付金支給要件回答書によって確認する。

(7) 対象講座について

対象講座とする講座の指定については、本人の意向も踏まえつつ、対象とする講座が当該母子家庭の母又は父子家庭の父を適職に就かせる観点から適当であるかも含め審査を行うこととし、必要に応じて講座の変更を助言する等の確な支援を行うものとする。

(8) 受講対象講座の変更について

指定を受けた受講対象講座の内容を変更する場合は、別記第4号様式による自立支援教育訓練給付金受講対象講座変更申請書を受講開始日以前に提出し、承認を受けなければならない。ただし、受講修了予定日のみの変更については、この限りでない。

9 訓練給付金の交付等

(1) 交付の申請

ア 訓練給付金の交付を受けようとする者は、対象教育訓練を修了した後に、知事に対して、要綱別記第1号様式による高知県ひとり親家庭自立支援事業費補助金（自立支援教育訓練給付金）交付申請書兼実績報告書（以下「交付申請書兼実績報告書」という。）に必要書類を添付して、提出すること。

イ 交付申請書兼実績報告書を提出した後、申請書の内容を変更しようとするときは、要綱別記第4号様式による高知県ひとり親家庭自立支援事業費補助金変更承認申請書に必要書類を添付して、提出すること。

ウ 知事は、交付申請及び変更申請を受けた場合は、当該母子家庭の母又は父子家庭の父が交付要件に該当しているかを調査し、速やかに交付の可否を決定し、この決定を行ったときは、遅滞なくその旨を当該母子家庭の母又は父子家庭の父に対して要綱別記第5号様式による高知県ひとり親家庭自立支援事業費補助金（自立支援教育訓練給付金）交付（変更）決定通知書により通知しなければならない。

(2) 交付の申請の期限

交付申請は、受講修了日（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）から起算して30日を経過した日又は受講修了日の属する年度の翌年度の4月15日（必着）のいずれか早い期日までに行わなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(3) 交付申請書兼実績報告書添付書類等

交付申請書兼実績報告書の提出に際しては、次に掲げる書類を添付しなければならないこと。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができ、所得に関する書類については、証明すべき対象となる所得が対象講座指定時と同じである場合は、これを省略させることができる。

ア 当該母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童の戸籍謄本又は戸籍抄本及び世帯全員の住民票の写し

イ 当該母子家庭の母若しくは父子家庭の父に係る児童扶養手当証書の写し(当該母子家庭の母又は父子家庭の父が児童扶養手当受給者の場合に限る。)又は当該母子家庭の母若しくは父子家庭の父の前年(1月から7月までの間に申請する場合にあっては、前々年の額とする。)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書(所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。))がある者にあっては、控除対象扶養親族申立書及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)

ウ 受講対象講座指定通知書の写し

エ 教育訓練施設の長がその施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書

オ 教育訓練施設の長が受講者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書

カ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)による教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類(教育訓練給付金支給・不支給決定通知書)

#### (4) 申請及び通知の経由

要綱別記第1号様式、別記第4号様式、別記第5号様式、別記第9号様式及び別記第10号様式による申請、通知等は、福祉保健所の長を経由して行わなければならない。

#### (5) 訓練給付金の支給の審査に係る留意事項

受講開始前に教育訓練講座の指定を受けることを原則とするが、指定を受けていない者のうち、受講開始前に受講対象講座指定申請書を提出できない真にやむを得ない事由があり、かつ、受給要件を満たし、受講した教育訓練講座が適職に就く観点から適当と認められる場合には、本要領8に関わらず、教育訓練講座の指定を受けたものとみなすことができる。

### 10 経過措置

(1) 平成29年4月1日より新たに訓練給付金の対象となった者についても、受講開始前にあらかじめ、受講対象講座指定申請書を提出し、教育訓練講座の指定を受ける必要があり、雇用保険法による一般教育訓練給付金の受給資格者で、かつ平成29年4月1日以後に訓練給付金の対象となった者については、すみやかに対象講座の指定を受けるものとする。

(2) 受講対象講座指定申請及び支給申請に際して、当該母子家庭の母又は父子家庭の父が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用者(平成29年所得から令和元年所得において地方税法(昭和25年法律第226号)第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割(同項第2号に規定する所得割をいう。)の納税義務者(同項第13号に規定する合計所得金額が125万円を超える者に限る。)及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、同法第34条第1項第8号に規定する控除を受ける者をいう。)であるときは、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の子の戸籍謄本及び当該母子家庭の母又は父子家庭の父と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付するものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成27年5月28日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 この要領は、令和4年5月31日限りでその効力を失う。

附則

(施行期日)

この要領は、平成28年5月24日から施行し、同年4月1日から適用する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成29年4月20日から施行し、同年4月1日から適用する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成30年5月24日から施行し、同年4月1日から適用する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成30年10月1日から施行し、同年8月1日から適用する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和元年6月13日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和2年5月28日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。